

# 教育委員会定例会会議録

令和元年12月25日（水）

## 教育委員会定例会会議録

令和元年12月25日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清      委 員 赤坂雅裕      委 員 城田禎行  
委 員 豊嶋常和      委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 竹内一郎	教育推進部長 中山早恵子
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 前田典康
教育施設課長 大谷 篤	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 工藤裕一郎	教育政策課長 小池吉徳
学校教育指導課長 青柳和富	社会教育課長 石井 亨
小和田公民館担当課長兼館長 鈴木俊也	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三浦悦子
松林公民館担当課長兼館長 森井 武	南湖公民館担当課長兼館長 高木直昭
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	青少年課長 岡本隆司
体験学習センター担当課長 太田幸久	図書館長 佐藤 勇
教育センター所長 高橋 励	

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 ただいまから12月定例会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

日程第1 教委議案第54号茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方（素案）について及び日程第2 教委議案第55号茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方（素案）のパブリックコメント実施についての以上2件は関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学務課長 日程第1 教委議案第54号茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方（素案）について及び日程第2 教委議案第55号茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方

(素案) のパブリックコメント実施について、学務課長より一括してご説明申し上げます。

本件については、生徒の心身の健全な発達及び食育の推進のため、市立中学校給食の実現に向け、実施方式や給食の提供方法、そのほか、中学校給食のあり方等について調査検討する茅ヶ崎市中学校給食検討会議が、多くの課題などに対し議論し、まとめた内容を踏まえ、本市に適した中学校給食の実施のあり方(素案)を作成し、パブリックコメントを実施するものでございます。

それでは、茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方(素案)の内容につきまして、定例会議案の2ページ、茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方(素案)のあらましにて主なポイントをご説明いたします。

左上をごらんください。まず、はじめにから第2章までで学校給食の現状をまとめました。内容は、成長期にある中学生のとる昼食は大変重要であることから、中学校給食の意義、目的として、適切な栄養を摂取すること、望ましい食習慣を身につけること、そして食育の推進としております。

その下をごらんください。導入検討の背景といたしましては、共働き等ライフスタイルの変化や経済的事情により保護者の負担が大きくなっていることや、朝食の欠食等食生活の課題が顕在化しつつあることから、地域等からも完全給食の実施について要望が出されています。また、今年6月に実施いたしました中学校給食についてのアンケート結果からも約9割の保護者が期待していると受けております。さらに、県内の中学校の完全給食実施率は44.5%ではありますが、実施方式の方向性が確定していたり、実施に向けた整備に着手したりしている市町村はふえております。

次に、左下をごらんください。第3章では、対象校及び計画食数の設定をしております。本市教育委員会が出しております児童・生徒数の推計をもとに、令和元年度から令和15年度までの15年間の計画食数を設定いたしました。

同資料の真ん中をごらんください。第4章から第7章までは、まず、検討する学校給食の実施方式として、本市小学校で実施している自校方式、中学校敷地に共同調理場を新築し、他の中学校へ配送する兄弟方式、小学校の調理場を拡張し、中学校へ配送する親子方式、全13中学校の給食をつくれる給食センターを建設、運営し、中学校へ配送するセンター方式、民間委託業者の調理施設で調理した給食を全13中学校へ配送するデリバリー方式の5つを整理いたしました。

同資料の右側をごらんください。整備可能性の検討として、学校給食実施方式の比較をいたしました。自校方式では、敷地内に給食調理場を整備可能な中学校は一部であり、兄弟方式では、敷地内に給食調理場を整備可能な中学校で調理可能な食数では13中学校の生徒分に不足いたします。親子方式では、現在の小学校の給食調理場を新增築の可能性が一部であり、調理可能な食数では13中学校の生徒分に不足いたします。また、この3つの方式では、財政負担の状況により、毎年度の整備施設数は変動がありますが、順次整備していくことになるため、全校一斉開始が困難であります。センター方式では、細菌の増殖を防ぐため、学校給食衛生管理基準で調理完了後2時間以内の喫食が望ましいとしていることから、13中学校で2時間以内に給食を食べられるよう、配送可能な場所へ全生徒分の食数を調理可能な給食センターの建設用地が確保できれば実現可能となります。完全民間委託のデリバリー方式では、現在保有する工場を改修して給食を提供可能な民間事業者と、新たに用地を確保し工場を新設することで給食を提供可能な事業者が存在していることがわかりました。

また、同資料の右側中段で、提供方式による課題をまとめました。給食の提供方式の種類としては、本市小学校給食のように、全員が喫食し、教室で配食を必要とする食缶の場合と、主食、おかず、汁がそれぞれ詰められている容器を注文された人数分を用意する弁当箱の2種類といたしました。

提供方式による課題としては、食缶では、クラスごとのワゴンに主食、おかず、汁物、食器類を乗せて各階へ運搬する必要があることから、配膳室とエレベーターまたは小荷物専用昇降機の設置が必要なこと、生徒による教室での配食が必要となり時間を要すことから1日の日課への影響が出ることなどとしており、弁当箱では、生徒が弁当箱をコンテナを分担して運搬する場合の各教室までの時間を考慮した場所への配膳室の設置、調理後に10度以下の温度となるおかずの適温提供などが挙げられます。

次に、その下をごらんください。概算総事業費の比較をいたしました。各実施方式の初期整備費、30年間の維持管理費をそれぞれ算出し、総事業費に対して1年間当たりの維持管理運営費を出しました。記載の表では、単位は億円となります。生徒全員が食べた場合の総事業費の比較では、一番高いのが自校方式の253億円、一番低いのがデリバリー方式の弁当箱による提供で154億4000万円となります。

また、その下をごらんください。学識者の意見等では、中学校給食を導入するに当たり、参考とするため、市内の文教大学健康栄養学部管理栄養学科准教授であられる渡邊美

樹先生に、中学校給食で気をつける部分、方式や栄養、食育の観点で注意すべきところについてご意見を頂戴いたしました。

内容といたしましては、中学生は個人差が大きいため、給食の量の提供で工夫が望ましく、食育の推進には、市と学校の連携に努め、実施前の丁寧な説明により、保護者や児童、教職員らの理解を求めることで、給食の定着につながるとご意見をいただきました。

最後に、当資料の下段をごらんください。第8章では、第7章まででまとめてきたことをもとに、本市の中学校給食は、完全民間委託のデリバリー方式の弁当箱により提供する給食か、家庭からお弁当を持参するかを選択する選択制デリバリー方式を検討会議の一定の方向性といたしました。理由は、現在の小中学校の配置や利用の状況から、自校、兄弟、親子の方式について物理的に困難であること、生徒の部活動や委員会活動等の時間縮小とならないよう、日課への影響を配慮すること、家庭弁当を食べたい児童・生徒への対応を容易とすることなどとしております。

第9章では、検討会議の一定の方向性を受け、選択制デリバリー方式を本市に適した実施方式のあり方といたしました。今後につきましては、本市の財政状況や他事業との優先順位の調整といった、実情に合わせた中学校給食の実施時期の決定に向け、関連施策や小中学校や関係課と連携しながら推進してまいります。

続きまして、茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方（素案）のパブリックコメントの内容をご説明いたします。定例会資料4ページ、5ページをお開きください。

定例会議案4ページ、パブリックコメントの手続についてですが、ご意見の募集期間は、令和2年1月15日から令和2年2月13日までといたします。

続きまして、5ページ、応募資格につきましては、茅ヶ崎市内在住の方、茅ヶ崎市内在勤・在学の方、茅ヶ崎市内で事業活動等をされている方、茅ヶ崎市に納税されている方。応募方法といたしましては、郵便等の送付先は、市役所学務課保健給食担当、ファクシミリの送付先、配布場所での提出は、市役所分庁舎3階学務課を含めた20施設に、市公式ホームページ、携帯版市公式ホームページ等です。また、ご意見記入欄、住所、名前または団体名、年齢等を記載していただくとともに、6ページはご意見欄としているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 A3横使いの紙の左上のところの学校給食導入検討の背景の中に、経済的事情による保護者負担の増大ということが書いてありますけれども、学校給食を導入することによって、こういうところは改善される見込みがあるということですか。それはどのような構造になっているのですか。

○学務課長 今、就学援助を受けているお子さんたちにつきましては、援助をいたしますので、弁当を食べられるということになります。

○伊藤委員 お弁当を持ってくるとするとご家庭の負担がほぼ100%になってしまうんだけれども、学校給食を導入することによって、就学援助の必要なご家庭については、学校給食費の一部あるいは100%が援助されますということですね。

○学務課長 はい。

○城田委員 結果的に、選択式のデリバリー方式を提案しますということだと思んですけども、例えば、こっちの厚いほうの資料で、60ページに他市の取り組みの事例とかが書いてあって、例えば広島市では、稼働していない祭日だとか長期の休みのときに民間として活用していますよという。その上の遠野市では高齢者の宅配サービスの提供もしています。例えば、夏休み期間中とかに市として高齢者向けのデリバリーで活用するとか、ふだんの日でも余力があるんだったらそういうのも含めて、学校だけではなくて、市全体として高齢者に向けての食事のサーブ、提供というのもこの中で検討されたのかどうかというのはどうなんですか。

○学務課長 その部分も想定しておりますので、余剰がある部分については、民間でありますので、事業活動は検討していると考えておるところでございます。

○城田委員 そういうのも踏まえて、こちらとしてもオーケー、市としてもそういうことでオーケーということのデリバリーですか。

○学務課長 そのとおりです。

○城田委員 ちょっとその辺が読み取れなかったので、ぜひそういったものも、学校給食だけじゃなくて、ほかの市民に対してもこの施設が提供できる事業があるというところも打ち出していったほうがより理解はできるのかなと。やっぱり、中学校3年間だけでも、食事のために115億円かかるわけじゃないですか、茅ヶ崎市の高齢化社会に向けての食事の提供の役にも立つんだというところも出していったほうがいいのかなとは私は思います。

○学務課長 今のご意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます

た。

○豊嶋委員 今、城田委員が言われたことと似ているんですけども、今日テレビを見ていましたら、少子化が2年ほど早まっているということで、今生まれた子を考えると、中学生ぐらいになったときがぐんとまた減るのが早くなってきているというのを聞いたので、やはり給食にお金をすごくかけるやり方いろいろ、かけないで何とかデリバリーでということ、また、いろいろな家庭の事情で食べられない子もいる、いろいろなことを考えた上で、できたことは本当によかったなと思いました。先のことは考えないで、お金をたくさんかけることも余りよくないかなというのと、目的が高齢者にもあるというのは、さらに全市民に関係してくるという意味で、いいことかなと思いました。

あと、デリバリーですと顔が見えない。運ばれてくるから、つくっている人と生徒とは顔が全く見えないわけですね。小学校というのは顔が見えるから、つくってくれている人にすごく感謝の気持ちがあるんです。おうちでつくってくれるアレルギーのお子さんも本当に感謝の気持ちでいっぱいでしょうけれども、やはり運ばれてきたものをただ食べるのではなくて、つくってくれる人がいるんだという感謝の気持ちを具体的にこれからそうなったときに伝えられるということはとても大事なことかなと思いましたので、まだ先のことでしょうけれども、その辺を考えていただけたらと思います。

○学務課長 ありがとうございます。今考えていますのは、給食だよりを作成することによって、そういったところを補完していきたいということは考えておりますので、今後、具体に進んでいくことになりましたら、いろいろ参考にしながら進めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見がなければ、日程第1 教委議案第54号茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方（素案）について及び日程第2 教委議案第55号茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方（素案）のパブリックコメント実施についての以上2件は原案のとおり決定することはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

続きまして、日程第3 教委議案第56号茅ヶ崎市指定重要文化財の指定についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第3 教委議案第56号茅ヶ崎市指定重要文化財の指定についての諮問についてにつきまして、社会教育課長よりご説明申し上げます。資料は7ページから17ページとなります。

本件は、市内萩園にごございます宗教法人三島大神から、三島大神の社殿に奉納され、保存されております絵馬について、茅ヶ崎市指定重要文化財指定申請書が提出されたことに基づき、茅ヶ崎市文化財保護審議会に指定に係る調査審議を諮問するものでございます。

この絵馬は、江戸時代の末期に制作されたものでございます。墨書で、制作者、制作年、奉納者が明らかであること、画題である「源為朝図」が天保年間の当地域の世相を知ることができるものであること、また、制作者である東川斎桂山は、江戸時代の末期に相模の国の各地で活動し、当市を含む各地に多数の作品を残していることから、本絵馬は当時の相模の国の地域における民間の芸術文化の需要や絵師の活動を知ることができる貴重な絵画であると評価されております。

三島大神の氏子の方々から、市の指定重要文化財として指定を受け、保護し、次世代に継承していきたいという考えから申請を受け、重要文化財指定につきまして、文化財保護審議会にて調査審議の上、答申をいただくよう諮問するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご質問等がなければ、日程第3 教委議案第56号茅ヶ崎市指定重要文化財の指定についての諮問については原案のとおり諮問することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第4 教委報告第35号茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第4 教委報告第35号茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書18ページをお開きください。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から



茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を市議会に提案するに当たり、教育委員会の意見を求められたところでございますが、11月の教育委員会定例会後であったことから、専決処分をさせていただき、教育委員会としての意見を市長へ回答したため、ご報告させていただくものでございます。

それでは、38ページをお開きください。本条例案は、国家公務員に準じて、職員の給料月額及び期末手当の額を改定する等のため提案されるものでございます。

それでは、39ページの新旧対照表をごらんください。第1条の茅ヶ崎市給与条例の一部改正におきましては、再任用職員以外の職員の12月の勤勉手当の支給割合を、100分の92.5から100分の97.5に引き上げるとともに、給料表を議案書22ページから36ページのとおり改めるものでございます。今回の給与改定につきましては、若年層を中心に、200円から2000円の範囲内での引き上げ改定を実施しております。

続きまして、議案書40ページの新旧対照表をごらんください。第2条の茅ヶ崎市給与条例の一部改正におきまして、令和2年度における勤勉手当の支給割合について、6月と12月の支給割合を均衡化するため、6月の支給割合を0.025カ月引き上げ、12月の支給率を0.025カ月引き下げ、それぞれ0.95月とするものでございます。

続きまして、第3条、茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正におきまして、特定任期付職員の給料月額を1号給につきまして1000円引き上げ37万5000円とするとともに、期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の172.5に引き上げるものでございます。

続きまして、議案書40ページから41ページにかけてをごらんください。第4条、茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正におきまして、令和2年度における特定任期付職員の期末手当の支給割合について、6月と12月の支給割合を均等化するため、6月の支給割合を0.025月引き上げ、12月の支給割合を0.025月引き下げ、それぞれ1.725月とするものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行することとしておりますが、第2条及び第4条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行することとされております。

条例の概要は以上でございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第4 教委報告第35号茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎

市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

ここでお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開会といたします。

午後 3 時 27 分閉会